

保護者 各位

## 新型コロナウイルス感染症への対応（臨時休校）について（お知らせ）

県内で再び新型コロナウイルス感染者が発生したこと等を受け、県においては、「第2波、第3波に備えた警戒レベル指標」が策定され、県教育委員会・市教育委員会においても新たな対応規準が示されました。

学校においては、これらを基に、以下の通り対応させていただきますので、**該当する場合は、速やかに学校への連絡をお願いいたします。**

なお、以下の対応が必要となった場合は、プライバシーの保護を徹底し、人権教育のもと偏見やいじめ等が起こらないよう取り組んでまいります。

### 1 園児・児童生徒及び教職員が「感染症罹患者」となった場合

- (1) 罹患者本人は、**治癒するまで「出席停止・出勤停止」**とする。
- (2) 学校の全部又は一部を臨時休業することについては、市教育委員会が決定する。  
また、市内全幼小中学校の臨時休業することについては、市感染症対策本部会議が決定する。
- (3) 学校再開日については、校内等の消毒が終了し保健所等からの助言をもとに、市教育委員会が決定する。

### 2 園児・児童生徒及び教職員が「濃厚接触者」とされた場合

- (1) 当該者は、感染症罹患者と**接触した日から「2週間の出席停止・出勤停止」**とする。  
(保健所等からの助言をもと、短縮・延長する場合もある)

### 3 園児・児童生徒及び教職員の同居家族が「感染症罹患者」の場合

- (1) 同居家族の**感染が確認された日から「2週間の出席停止・出勤停止」**とする。  
(保健所等からの助言をもと、短縮・延長する場合もある)

### 4 感染は確認されていないが、下記のいずれかの「症状」があり、欠席した日については「出席停止」扱いとする

- (1) 37.5度（目安）以上の発熱や風邪症状（咳等）が見られるとき。
- (2) 味覚や嗅覚の異常、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）があるとき。

### 5 医療的ケアが日常的に必要な園児児童や基礎疾患のある園児児童についての対応

- (1) 主治医と相談し、個別に渡欧行の判断をする。
- (2) 感染症拡大予防の観点から欠席する場合は、「出席停止」とする。

※ 市内及び近隣市町村で感染者が増加した場合は、状況に応じて対応を判断し基準の変更等がなされます。

※ **感染症罹患者等の発生報告を受けた場合は、園児・児童生徒の緊急下校を実施する可能性があります。**その際は、キュートメール・ホームページでのお知らせとなることをご了承ください。